

役員等の報酬等及び費用弁償規程

役員等の報酬等及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人室蘭言泉学園（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条に基づき、役員等の報酬等及び費用弁償について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員、各種外部委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者で、週平均4日以上業務にあたる者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、常勤役員の職務執行の対価として支払われるものをいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、業務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）等をいい、前号の報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第9条及び第23条に定めるとおり、常勤役員に対してのみ報酬等を支給し、非常勤役員等に対しての報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表1に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤職員に対する報酬等の支給時期は、職員の給与支給の例による。

- 2 報酬等の支給は、金融機関への振込みにより行う。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が理事会及び評議員会及び各種委員会等に出席した場合は、別表2に定める額を支給する。

- 2 役員等が理事会及び評議会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたる場合は、別表2に定める額を支給する。
- 3 交通費は、役員等の住所地を起点として、概ね片道2キロメートル以上の場合に支給する。
- 4 なお、常勤役員については、この費用弁償規程を適用しない。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬

等の支給基準として、公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年1月15日から施行する。

(規程の廃止)

2 令和8年4月1日 一部改正

別表1 常勤役員報酬等

役職名	報酬額 (月額)	手当等 (月額)
理事長	190,000 円	・通勤手当：職員給与規程第11条に準じる。 ・住宅手当：家賃分を実費支給する。(上限50,000円まで) ・処遇改善手当を支給する。 (処遇改善加算手当、特定処遇改善加算手当等)
常務理事	180,000 円	
事務局長	170,000 円	
報酬額算定方法		
職員の平均時給単価(1,500円程度)に、1日8時間、月16日勤務を基準に月額を算定した。		

別表2 役員等費用弁償

	日当	交通費	備考
理事会等の出席	2,600 円	公共交通機関代金	常勤役員は除外
理事会等以外の出席	2,600 円	公共交通機関代金	常勤役員は除外